

2023年 2月10日 第133号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

編集情宜担当ホームページ

http://www.jreu-yokohama1.jp/

杜友会が経営幹部へベースアップの要望をしているようですが

社友会には会社と交渉する権利はありません!

ココがポイント・・・JR東労組は「労働組合」憲法・法律で保障されています!
一方、「社友会」は労働組合でないので保障がありません!



労働者側の

団体交渉権について

労働条件の維持・向上のために 使用者側と交渉をする権利

JR東労組

あり

日本国憲法 28 条及び労働組合法で保障されています

社友会

(親和会)

なし

憲法や法律で保障されて いません

使用者側の

誠実交渉義務について

労働者側の申し入れに対して、使用者 側は回答を示し、その根拠の具体的な 説明や必要な資料を提示しなければな らない。労働者側との団体交渉に誠実 に応じることを使用者側に義務付けら れている。

*正当な拒否理由がある場合を除く

あり

労働組合法第7条2号及び 判例に基づき保障されてい ます



なし

使用者側に申し入れや団 体交渉に応じる義務はない



社友会が要望しても法的に何も保証がないのでただ社友会が要望しているだけとなります。それをどう捉えるか、どう使うか、あるいは捉えないか、使わないかは会社次第となります。つまり、<u>あなたの切実な声を届ける、ベースアップを実現するためには労働組合に加入し</u>なくてはならないのです。

JR東労組に結集し賃金アップを実現しよう!